

香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第23号

香川県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県農業改良資金貸付規則（平成15年香川県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいい、<u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する措置を含む。</u>以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに規定する措置を実施するのに必要な資金</u></p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 県は、<u>農業者若しくはその組織する団体（以下「農業者等」という。）又は農商工等連携促進法第11条第1項の規定により読み替えて適用される法第3条第1項に規定する当該認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）</u>に対して農業改良資金を貸し付けるものとする。</p> <p>2 県は、前項に定めるもののほか、次条及び第5条の規定に準じて農業者等又は認定中小企業者に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金を貸し付けるものとする。</p> <p>(貸付金の貸付けの対象者)</p> <p>第4条 県が前条第1項の規定により農業者等又は認定中小企業者に貸し付ける農業改良資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる者は、次に掲げる農業者等<u>又は認定中小企業者</u>であって、法第7条第1項の認定</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 県は、<u>農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）</u>に対して農業改良資金を貸し付けるものとする。</p> <p>2 県は、前項に定めるもののほか、次条及び第5条の規定に準じて農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金を貸し付けるものとする。</p> <p>(貸付金の貸付けの対象者)</p> <p>第4条 県が前条第1項の規定により農業者等に貸し付ける農業改良資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる者は、次に掲げる農業者等であって、法第7条第1項の認定を受けたものとする。この場合におい</p>

を受けたものとする。この場合において、第1号に掲げる者にあっては第2条第1号から第10号までに掲げる資金に、第2号から第4号まで、第6号、第7号及び第9号に掲げる者にあっては同条第1号から第6号まで及び第10号に掲げる資金に、第5号に掲げる者にあっては同条第1号から第7号まで及び第10号に掲げる資金に、第8号に掲げる者にあっては同条第11号に掲げる資金に限り貸付けの対象とする。

(1)～(6) 略

(7) 農商工等連携促進法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者等

(8) 認定中小企業者

(9) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等

(貸付金の利率、償還期間等)

第5条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。第3項を除き、以下同じ。）及び据置期間は、次の表のとおりとする。

農業改良資金の区分	償還期間	据置期間
1・2 略		
3 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第6条に規定する資金に該当する資金	略	略
4 農商工等連携促進法第11条第2項に規定する資金に該当する資金	12年以内	5年以内
5 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第8条に規定する資金に該当する資金	12年以内	3年以内
6 前各号に規定する資金以外の資金	略	略

2 貸付金の1農業者等ごと又は1認定中小企業者ごとの限度額は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。ただし、前条第2号から第7号まで及び第9号に掲げる者については、当該貸付けに係る農業改良措置の実施に必要な費用の額の100分の80に相当する額又は次の各号に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1)・(2) 略

て、第2号から第4号まで及び第6号に掲げる者にあっては第2条第1号から第6号まで及び第10号に掲げる資金に、第5号に掲げる者にあっては同条第1号から第7号まで及び第10号に掲げる資金に限り貸付けの対象とする。

(1)～(6) 略

(貸付金の利率、償還期間等)

第5条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。第3項を除き、以下同じ。）及び据置期間は、次の表のとおりとする。

農業改良資金の区分	償還期間	据置期間
1・2 略		
3 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第6条に規定する資金に該当する資金	略	略
4 前3号に規定する資金以外の資金	略	略

2 貸付金の1農業者等ごとの限度額は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。ただし、認定農業者以外の者については、当該貸付けに係る農業改良措置の実施に必要な費用の額の100分の80に相当する額又は次の各号に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1)・(2) 略

3 略

(担保又は保証人)

第6条 略

2 略

(借入れの申込み)

第7条 借入申込者は、農業改良資金借入申込書（第1号様式）（借入申込者が認定中小企業者である場合には農業改良資金借入申込書（第1号様式の2））（以下「借入申込書」という。）に知事が別に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項の借入申込書の提出は、借入申込者が農業者等である場合には、その者の住所地（その者が農業者の組織する団体である場合には、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合（以下「組合」という。）を経由して行わなければならない。

3・4 略

(貸付けの決定)

第8条 略

2 知事は、貸付決定をしたとき、又は貸付金の貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を借入申込者（借入申込者が農業者等である場合には借入申込者及び組合）に通知するものとする。

(借用証書)

第9条 借入申込者は、前条第2項の規定による貸付決定の通知を受けたときは、直ちに、農業改良資金借用証書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の農業改良資金借用証書の提出について準用する。

(償還期間等の変更の申請)

第10条 借入者は、貸付金の償還期間、据置期間又は支払期日（以下「償還

3 略

(担保又は保証人)

第6条 略

2 略

(借入れの申込み)

第7条 借入申込者は、農業改良資金借入申込書（第1号様式。以下「借入申込書」という。）に知事が別に定める書類を添え、その者の住所地（その者が農業者の組織する団体である場合には、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合（以下「組合」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2・3 略

(貸付けの決定)

第8条 略

2 知事は、貸付決定をしたとき、又は貸付金の貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を借入申込者及び組合に通知するものとする。

(借用証書)

第9条 借入申込者は、前条第2項の規定による貸付決定の通知を受けたときは、直ちに、農業改良資金借用証書（第2号様式）を組合を経由して知事に提出しなければならない。

(償還期間等の変更の申請)

第10条 借入者は、貸付金の償還期間、据置期間又は支払期日（以下「償還

期間等」という。)の変更をしようとするときは、農業改良資金償還期間等変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書の提出について準用する。

(償還期間等の変更の承認)

第11条 略

2 知事は、前項の規定により償還期間等の変更の承認をしたとき、又は償還期間等の変更の承認をしないことを決定したときは、その旨を申請者(申請者が農業者等である場合には申請者及び組合)に通知するものとする。

(支払猶予の申請)

第12条 借入者は、償還金の支払の猶予を受けようとするときは、農業改良資金支払猶予申請書(第4号様式)に知事が指定する書類を添え、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書の提出について準用する。

(支払猶予の決定)

第13条 略

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定をしたとき、又は償還金の支払を猶予しないことを決定したときは、その旨を申請者(申請者が農業者等である場合には申請者及び組合)に通知するものとする。

(融資機関に対する貸付け)

第14条 県が第3条第2項の規定により融資機関に対して貸し付ける資金(以下「県貸付金」という。)の貸付条件(利率、償還期間、限度額、償還方法及び償還期日をいう。以下同じ。)は、当該融資機関が当該県貸付金を原資として農業者等又は認定中小企業者に対して貸し付ける農業改良資金の貸付条件と同一とする。

(準用)

第15条 第7条第1項、第8条、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第

期間等」という。)の変更をしようとするときは、農業改良資金償還期間等変更承認申請書(第3号様式)を組合を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書の提出について準用する。

(償還期間等の変更の承認)

第11条 略

2 知事は、前項の規定により償還期間等の変更の承認をしたとき、又は償還期間等の変更の承認をしないことを決定したときは、その旨を申請者及び組合に通知するものとする。

(支払猶予の申請)

第12条 借入者は、償還金の支払の猶予を受けようとするときは、農業改良資金支払猶予申請書(第4号様式)に知事が指定する書類を添え、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに組合を経由して知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書の提出について準用する。

(支払猶予の決定)

第13条 略

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定をしたとき、又は償還金の支払を猶予しないことを決定したときは、その旨を申請者及び組合に通知するものとする。

(融資機関に対する貸付け)

第14条 県が第3条第2項の規定により融資機関に対して貸し付ける資金(以下「県貸付金」という。)の貸付条件(利率、償還期間、限度額、償還方法及び償還期日をいう。以下同じ。)は、当該融資機関が当該県貸付金を原資として農業者等に対して貸し付ける農業改良資金の貸付条件と同一とする。

(準用)

第15条 第7条第1項、第8条、第9条、第10条(第2項を除く。)、第11

12条第1項及び第13条の規定は、農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対する県貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	略 農業改良資金借入申込書（第1号様式）（借入申込者が認定中小企業者である場合には農業改良資金借入申込書（第1号様式の2））（以下「借入申込書」という。）	農業改良資金県貸付金借入申込書（第5号様式。以下「借入申込書」という。）
略		
第8条第2項	借入申込者（借入申込者が農業者等である場合には借入申込者及び組合）	借入申込融資機関
第9条第1項	農業改良資金借用証書（第2号様式）を	農業改良資金県貸付金借用証書（第6号様式）を
第10条第1項	略	

条、第12条（第2項を除く。）及び第13条の規定は、農業改良資金の貸付けを行う融資機関に対する県貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	略 農業改良資金借入申込書（第1号様式。以下「借入申込書」という。）	農業改良資金県貸付金借入申込書（第5号様式。以下「借入申込書」という。）
	その者の住所地（その者が農業者の組織する団体である場合には、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合（以下「組合」という。）を經由して知事に	知事に
略		
第8条第2項	借入申込者及び組合	借入申込融資機関
第9条	農業改良資金借用証書（第2号様式）を組合を經由して	農業改良資金県貸付金借用証書（第6号様式）を
第10条第1項	略	

	農業改良資金償還期間等 変更承認申請書（第3号 様式）を	農業改良資金県貸付金償 還期間等変更承認申請書 （第7号様式）を
略		
第11条第2項	申請者（申請者が農業者 等である場合には申請者 及び組合）	申請者
第12条第1項	略	
	償還期限（分割支払の場 合の各支払期日を含む。） の30日前までに	速やかに
略		
第13条第2項	申請者（申請者が農業者 等である場合には申請者 及び組合）	申請者

	農業改良資金償還期間等 変更承認申請書（第3号 様式）を組合を経由して	農業改良資金県貸付金償 還期間等変更承認申請書 （第7号様式）を
略		
第11条第2項	申請者及び組合	申請者
第12条第1項	略	
	償還期限（分割支払の場 合の各支払期日を含む。） の30日前までに組合を経 由して	速やかに
略		
第13条第2項	申請者及び組合	申請者

第1号様式 略

第1号様式の2 (第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

農業改良資金借入申込書

年 月 日

香川県知事 殿

借入申込者 住所
氏名 ㊟
(団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

農業改良資金を借り入れたいので、香川県農業改良資金貸付規則第7条第1項の規定により申し込みます。

1 事業計画

貸付対象施設等				総事業費
内容	数量	単価 円	金額 円	
				円
資金調達区分				
農業改良資金	自己資金	その他		
円	円	円		

2 担保・保証等

連帯債務者			連帯保証人		
住所	氏名	印	住所	氏名	印

担保物件

償還計画					
償還期間	年 据置期間		年 資金交付希望日		
年	償還期日	償還金額	年	償還期日	償還金額
1年目	月 日	円	7年目	月 日	円
2年目	月 日	円	8年目	月 日	円
3年目	月 日	円	9年目	月 日	円
4年目	月 日	円	10年目	月 日	円
5年目	月 日	円	11年目	月 日	円
6年目	月 日	円	12年目	月 日	円

借入申込者の概要	
主たる事業所(場)の所在地、事業開始の時期(団体にあっては、設立時期)、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数	

- 注1 貸付対象施設等の欄は、施設・機械名、型式、規格等詳細に記入してください。
 2 知事が別に定める書類を添付してください。
 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第1号様式 略

第2号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表）

略

（裏）

農業改良資金借用証書特約条項

（一時償還）

第1条 略

(1)・(2) 略

(3) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(4)～(9) 略

第2条～第13条 略

第2号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表）

略

（裏）

農業改良資金借用証書特約条項

（一時償還）

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者（以下「甲」という。）は、香川県（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合は、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1)・(2) 略

(3) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(4)～(9) 略

第2条～第13条 略

第5号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

農業改良資金県貸付金借入申込書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名 ㊟

農業改良資金の貸付に必要な資金を借りたいので、香川県農業改良資金貸付規則第15条において準用する同規則第7条第1項の規定により申し込みます。

農業改良資金県貸付金借入申込額 円

- 注 1 農業者等又は認定中小企業者から提出のあった借入申込書の写しその他の知事が別に定める書類を添付してください。
- 2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

農業改良資金県貸付金借入申込書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名 ㊟

農業改良資金の貸付に必要な資金を借りたいので、香川県農業改良資金貸付規則第15条において準用する同規則第7条第1項の規定により申し込みます。

農業改良資金県貸付金借入申込額 円

- 注 1 各農業者等から提出のあった借入申込書の写しその他の知事が別に定める書類を添付してください。
- 2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表）

収入印紙
ちょう付
箇所

貸付決定	番 号	第	号
	年月日	年	月 日

農業改良資金県貸付金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地
融資機関名
代表者名

㊤

本日、次のとおり農業改良資金県貸付金を借用しました。ついては、香川県農業改良資金貸付規則並びに次の条件及び裏面の特約条項を守り、相違なく返済します。

1 借入条件等

借入金額	
資金の種類	
資金の用途	
利 率	無利子
最終償還期日	
支払場所	
備 考	

元金は、年 月 日まで据え置き、年 月 日を初回として金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に金 円を償還する。

2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円	
9	年 月 日	円	円	
10	年 月 日	円	円	
11	年 月 日	円	円	
12	年 月 日	円	円	

注 農業改良資金を貸し付ける農業者等又は認定中小企業者の貸付決定通知書の写し及び償還計画の写しを添付してください。

第6号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表）

収入印紙
ちょう付
箇所

貸付決定	番 号	第	号
	年月日	年	月 日

農業改良資金県貸付金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地
融資機関名
代表者名

㊤

本日、次のとおり農業改良資金県貸付金を借用しました。ついては、香川県農業改良資金貸付規則並びに次の条件及び裏面の特約条項を守り、相違なく返済します。

1 借入条件等

借入金額	
資金の種類	
資金の用途	
利 率	無利子
最終償還期日	
支払場所	
備 考	

元金は、年 月 日まで据え置き、年 月 日を初回として金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に金 円を償還する。

2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円	
9	年 月 日	円	円	
10	年 月 日	円	円	
11	年 月 日	円	円	
12	年 月 日	円	円	

注 農業改良資金を貸し付ける農業者等の貸付決定通知書の写し及び償還計画の写しを添付してください。

(裏)

農業改良資金県貸付金借用証書特約条項

第1条 略

(一時償還)

第2条 略

(1)・(2) 略

(3) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(4)～(8) 略

第3条～第10条 略

(裏)

農業改良資金県貸付金借用証書特約条項

第1条 略

(一時償還)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合は、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1)・(2) 略

(3) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(4)～(8) 略

第3条～第10条 略

第7号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

農業改良資金県貸付金償還期間等変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名 ㊤

年 月 日付けで借用した農業改良資金県貸付金について、次のとおり償還期間等を変更したいので、香川県農業改良資金貸付規則第15条において準用する同規則第10条第1項の規定により承認を申請します。

1 借入状況

貸付決定日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借入残高
年 月 日		円	円	円

2 変更内容

変更前の償還方法	償還期間	据置期間	支払期日
	年	年	月 日
変更後の償還方法	償還期間	据置期間	支払期日
	年	年	月 日

3 変更理由

注 1 農業改良資金を貸し付けた農業者等又は認定中小企業者から提出のあった農業改良資金償還期間等変更承認申請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第7号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

農業改良資金県貸付金償還期間等変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名 ㊤

年 月 日付けで借用した農業改良資金県貸付金について、次のとおり償還期間等を変更したいので、香川県農業改良資金貸付規則第15条において準用する同規則第10条第1項の規定により承認を申請します。

1 借入状況

貸付決定日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借入残高
年 月 日		円	円	円

2 変更内容

変更前の償還方法	償還期間	据置期間	支払期日
	年	年	月 日
変更後の償還方法	償還期間	据置期間	支払期日
	年	年	月 日

3 変更理由

注 1 農業改良資金を貸し付けた農業者等から提出のあった農業改良資金償還期間等変更承認申請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

農業改良資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名 ⑩

年 月 日付けで借用した農業改良資金県貸付金について、次のとおり
支払の猶予を受けたいので、香川県農業改良資金貸付規則第15条において準用する同規
則第12条第1項の規定により申請します。

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借入状況

貸付決定日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借入残高
年 月 日		円	円	円

2 支払の猶予を受けようとする理由

3 支払猶予後の借入残高の償還方法

注 1 農業改良資金を貸し付けた農業者等又は認定中小企業者から提出のあった農業
改良資金支払猶予申請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

農業改良資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

主たる事務所の所在地

融資機関名

代表者名 ⑩

年 月 日付けで借用した農業改良資金県貸付金について、次のとおり
支払の猶予を受けたいので、香川県農業改良資金貸付規則第15条において準用する同規
則第12条第1項の規定により申請します。

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借入状況

貸付決定日	貸付決定番号	借入金額	既償還額	借入残高
年 月 日		円	円	円

2 支払の猶予を受けようとする理由

3 支払猶予後の借入残高の償還方法

注 1 農業改良資金を貸し付けた農業者等から提出のあった農業改良資金支払猶予申
請書の写しを添付してください。

2 代表者名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。